

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月27日提出
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒尾 耿介
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	DC アクティブバリュー オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DC アクティブ バリュウー オープン

ただし、愛称として「DCアクシア」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付を取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者（以下「委託会社」といいます。）であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料は、有価証券届出書提出日現在、すべての販売会社においてありません。

なお、収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位となります。

（７）【申込期間】

平成22年5月28日から平成23年5月27日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める振込期日までに申込金額（発行価格に申込口数を乗

じた金額をいいます。以下同じ。)をお申しいただきます販売会社に支払うものとし、払込期日につきましては販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託者(以下「受託会社」ということがあります。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所(販売会社)と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「(4)発行(売出)価格」の照会先をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

〔商品分類の定義〕

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	中南米	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

〔属性区分の定義〕

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券を通じて主に株式に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき掲載しております。

上記の商品分類・属性区分のうち網掛け表示のない項目につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- アクティブ バリュース マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびわが国の株式に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
- 株式の投資にあたっては、バリュエーション指標等の尺度により銘柄を選定します。
- 株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

TOPIX（東証株価指数）とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

当ファンドのバリュース投資について

一般的なバリュース指標は、主に一定時点における利益水準や資産を株価と比較したものです。

これらのバリュース指標で機械的に投資銘柄を選定した場合、企業の収益力・成長力の方向性など、銘柄選定に

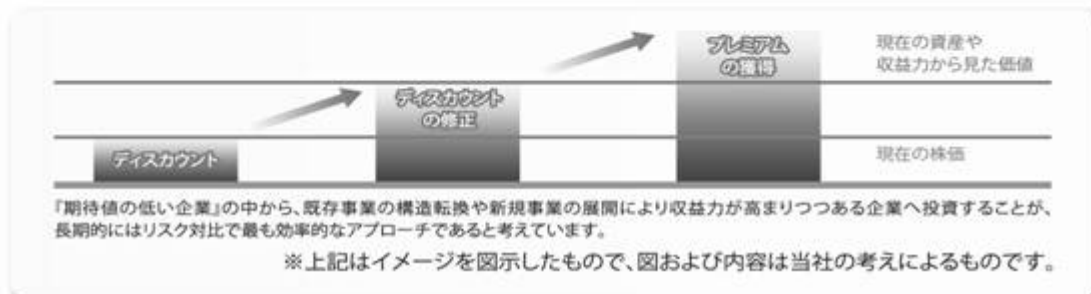
として重要なファクターが考慮されません。

当ファンドは、マザーファンド等を通じ、一般的なバリューストックユニバースを選定し、運用を行います。

当ファンドの運用プロセスは以下の通りです。

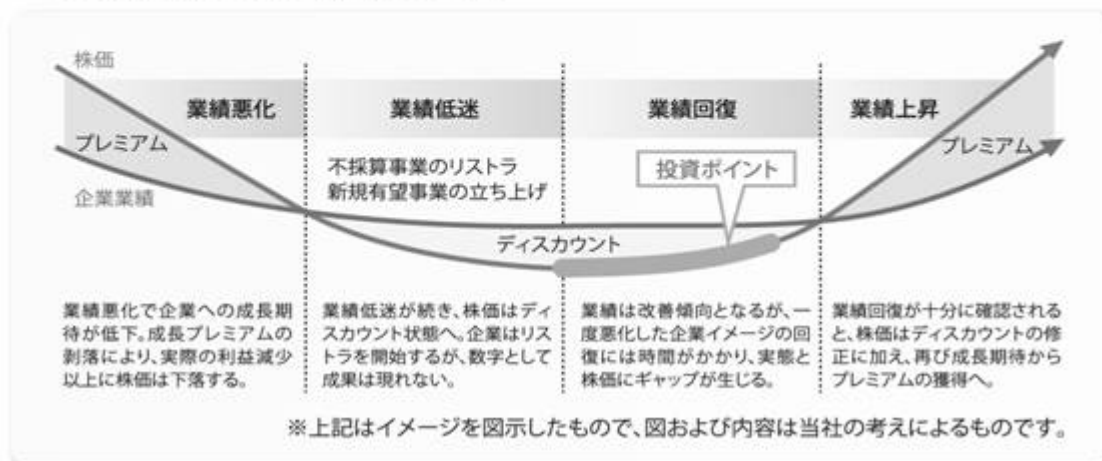
● 運用哲学 ～株式市場での「期待値の低い企業」に投資します～

- 株式市場では、現在の企業価値はもとより将来の可能性をプレミアムとして評価し株価が形成されています。過去、低収益・低成長であった企業に対する期待値は低く、実態よりディスカウントされた株価で取り引きされる傾向があります。
- 企業の体質変化や成長スピードの加速を的確に評価することで、現実とイメージのギャップ解消（＝ディスカウントの修正）、更には良いイメージへの転換による大幅な株価上昇（＝プレミアムの獲得）の可能性を捉えます。
- 既に株価がディスカウントになっている企業への投資は、失望による株価下落リスクが限定的と考えられます。



● 運用手法の特色 ～ギャップの発生を探すアプローチ～

- 市場参加者の多くは、企業業績をベースに投資判断を行うと考えられます。しかし、業績の変化に対して市場が過剰反応することにより、株価は実態価値に対して、プレミアム⇄ディスカウントとなる状態が繰り返される傾向があります。



● 運用プロセス

STEP 1

①ストック(資産)、②フロー(収益)、③投資リスクの3つの側面から客観的に割安度を計測した当社独自の「バリュースコア」を元にバリューストックユニバースを作成します。

STEP 2

期待値の低い企業に着目した個別銘柄選択と、リスクコントロールの観点から組入銘柄を判断するセクターコントロールの二つのアプローチでポートフォリオを構築します。

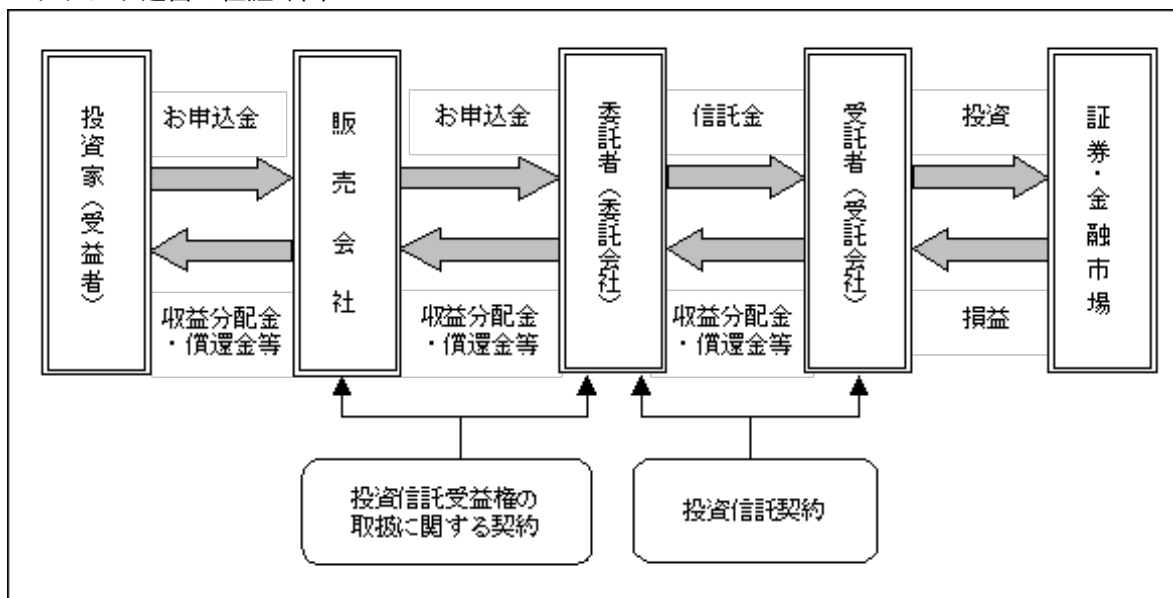


信託金限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み図



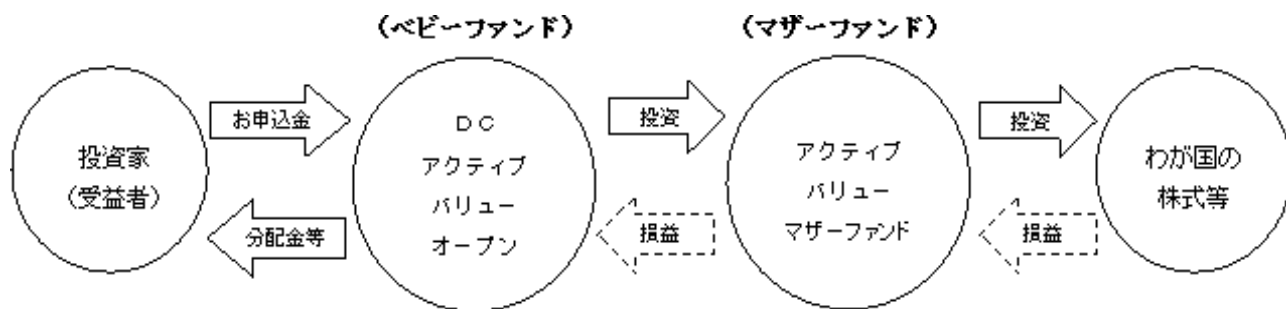
ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からご投資いただいた資金をベビーファンド（DC アクティブ バリューストック オープン）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（アクティブ バリューストック マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際にはコストはかからず、また、マザーファンドの収益はすべてベビーファンドに還元されま

す。ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、国内株式等に直接投資を行うことができます。

また、当ファンド以外のファンド（ベビーファンド）が、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割
 （委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託約款の届出
- (2) 投資信託財産の運用指図
- (3) 投資信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

委託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

受託会社は、投資信託約款（投資信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 投資信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として投資信託財産の保管・管理業務等を行います。

受託会社は、これらの業務に対する報酬として、信託報酬の一部を受け取ります。

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の一部解約請求の取扱い
- (3) 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

販売会社は、これらの業務に対する報酬として、委託会社が受け取る信託報酬の一部を受け取ります。

委託会社の概況

a. 資本金

平成22年3月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成9年12月1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年4月1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年1月24日	投資顧問業者の登録

平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
 平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
 平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、投資助言・
 代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成22年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、わが国の株式およびマザーファンド受益証券を主要対象とし、投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、積極的な運用を行います。

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

投資態度

- 主として、マザーファンド受益証券に投資します。マザーファンドにおいては、主としてわが国の株式に投資し、売買益の獲得につとめます。
- 株式の投資にあたっては、PBR、PERなどのバリュエーション指標等の尺度により投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄については、原則として年1～2回程度の見直しを行います。
- 投資候補銘柄の中から、市況動向や業種分散、市場性、株価水準等を勘案して適宜投資します。
- 株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、投資信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権
 - 約束手形
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

運用の指図範囲

- 委託会社は、信託金を、主として、アクティブ バリュエー マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（マザーファンド受益証券および短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

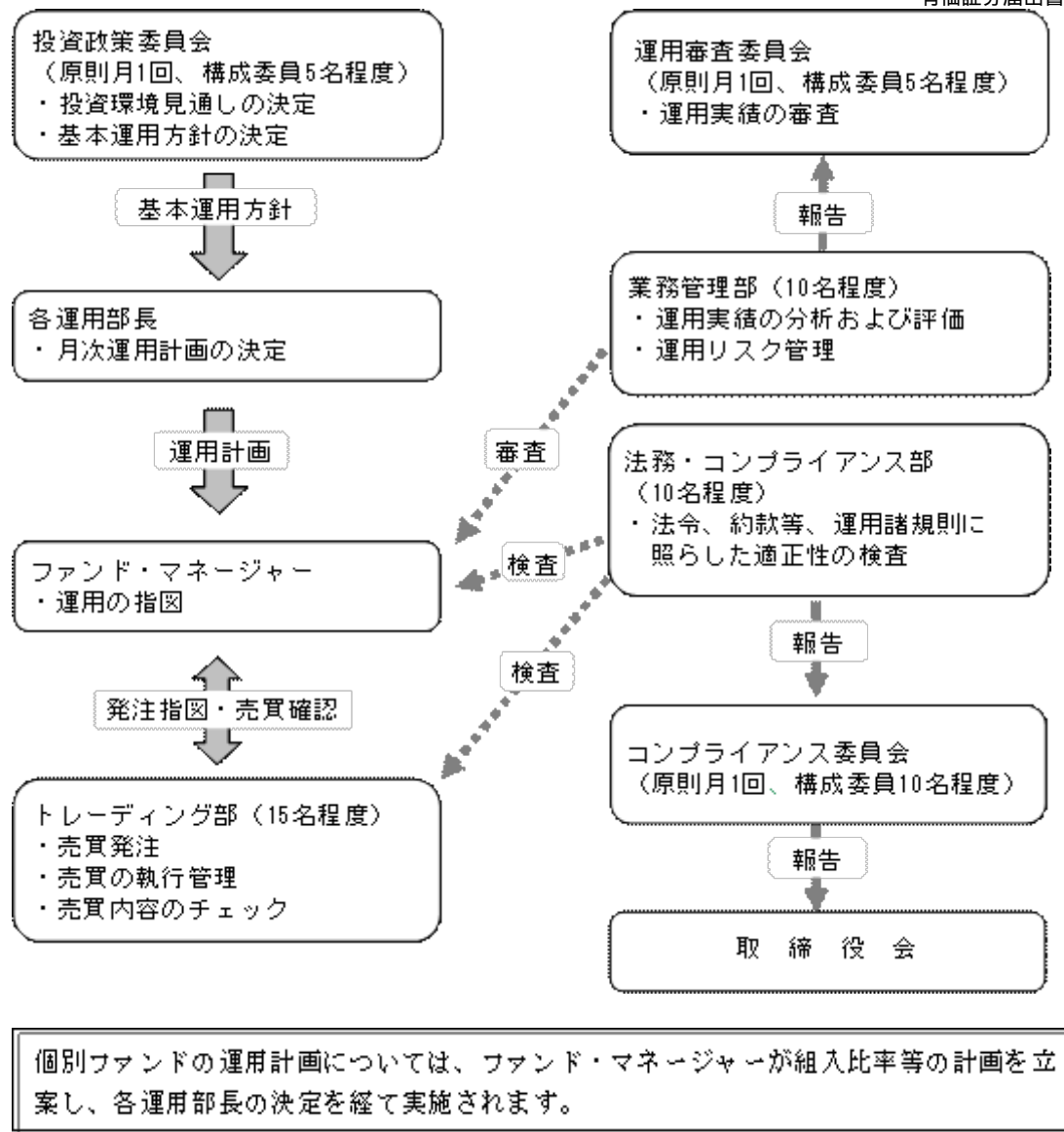
- (1) 株券または新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券〔新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。〕
 - (6) コマーシャル・ペーパー
 - (7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
 - (9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、(1)の証券または証書および(7)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(5)までの証券および(7)の証券のうち(2)から(5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

ファンドの運用体制等は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年2月27日。ただし、休業日のときは翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、配当等収益と売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。また、投資信託財産の長期的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については運用の基本方針にしたがって運用を行います。

分配金は計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

配当等収益とは、利子、配当金、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、

その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

当ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合 には制限を設けません。

上記の「実質投資割合」とは、当ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの投資信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。

- b. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- d. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。
- h. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国の市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

(1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。

(2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（投資信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有

価証券のうち投資信託財産に属するとみなした額を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち投資信託財産に属するとみなした額を加えた額を限度とし、且つ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項に掲げる金融商品で運用している額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。

- (3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- i. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産〔外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）〕、預金その他の資産をいいます。以下同じ。〕の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。
- (2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建有価証券のうち投資信託財産に属するとみなした額を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- (3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- j. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- (1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。
- (2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を加えた額を差し引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つhからjで規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

上記のaおよびb、dからjにおける投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）アクティブ バリュウ マザーファンド

（1）投資方針

基本方針

マザーファンドは、株式への投資により、投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、積極的な運用を行います。

投資態度

- （1）主としてわが国の株式に投資し、売買益の獲得につとめます。
- （2）株式の投資にあたっては、PBR、PERなどのバリュエーション指標等の尺度により投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄については、原則として年1～2回程度の見直しを行います。
- （3）投資候補銘柄の中から、市況動向や業種分散、市場性、株価水準等を勘案して適宜投資します。
- （4）株式の組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- （5）TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- （6）資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、投資信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は以下の通りです。

- （1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- （2）次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

- （1）株券または新株引受権証書
- （2）国債証券
- （3）地方債証券
- （4）特別の法律により法人の発行する債券
- （5）社債券〔新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権

付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。]

- (6) コマーシャル・ペーパー
- (7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
- (9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)の証券または証書および(7)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(5)までの証券および(7)の証券のうち(2)から(5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
 - b. 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
 - c. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - e. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - f. 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - g. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - h. 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国の市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- (1)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有

価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- (2)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (3)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- i. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (1)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産〔外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）〕、預金その他の資産をいいます。以下同じ。〕の時価総額の範囲内とします。
 - (2)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (3)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- j. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- (1)先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (2)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下(2)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (3)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、主として株式など値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本（投資家が当ファンドの取得時に支払う受渡金額の総額をいいます。）が保証されているものではありません。収益や投資利回り等も未確定の商品です。当ファンドは預貯金や保険契約とは異なります。当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で当ファンドを購入した場合は、投資者保護基金に

よる支払対象ではありません。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、主として株式に投資します。一般に、株式の価格は大きく変動します。株式市場が下落した場合、または当ファンドが保有する株式の価格下落等の場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、公社債等にも投資することがあります。一般に、金利が上昇すると公社債等の価格は下落します。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、外貨建資産に投資することもあります。その場合には、通貨の価格変動によって当該外貨建資産の円建の評価額は変動します。その結果、基準価額が値下がりし、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

信用リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じての投資を含めて、株式、公社債等の有価証券および金融商品に投資します。一般に、有価証券の発行者、または金融商品の運用先に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値が無くなる可能性があります。この場合には基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

流動性リスク

解約による当ファンドの資金流出に対応し、解約資金を手当てするために、通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性があります。当ファンドの解約による資金流出のみならず、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの解約による資金流出に対応し、その解約資金を手当てするために、マザーファンドにおいて通常よりも著しく低い価格での保有有価証券の売却を余儀なくされる可能性もあります。また、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりし、その結果、投資元本に欠損を生じる恐れがあります。

前述のほか、当ファンドの投資信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資家が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

（２）投資リスクに対する管理体制

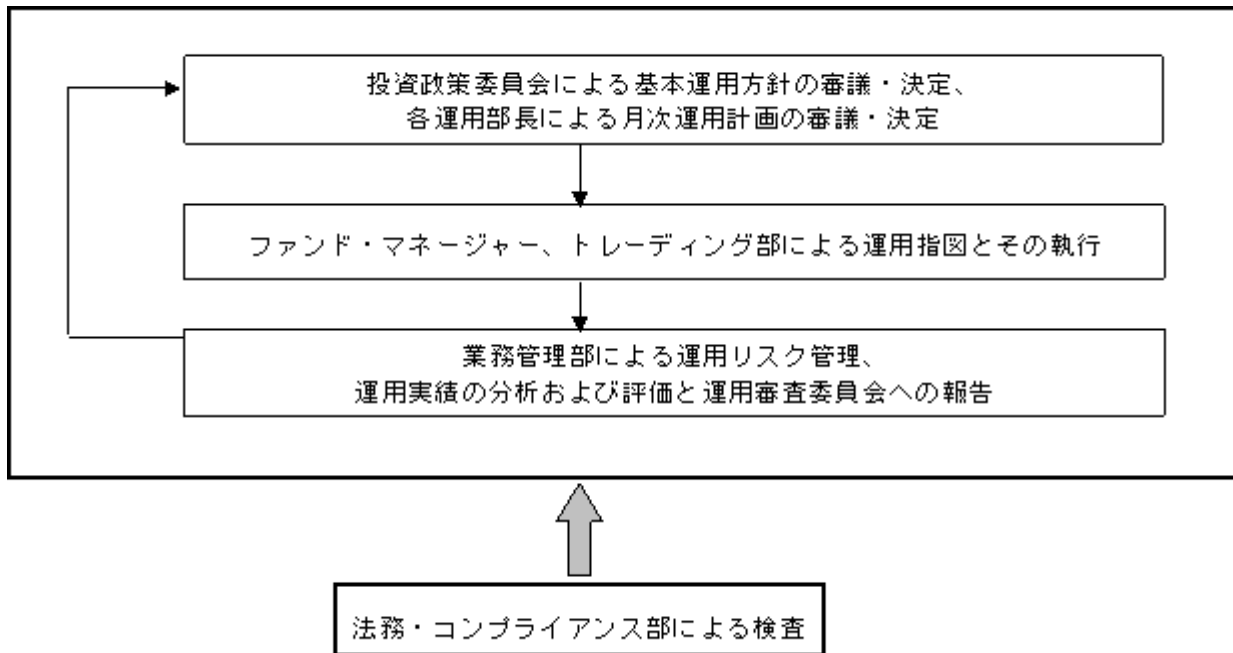
委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

前述の「２ 投資方針（３）運用体制」を定めた社内規定において、市場関連リスク（株価変動リスク等）、信用リスク、流動性リスク等の投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても併せ定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。

- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。

- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



投資リスクに対する管理体制は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、有価証券届出書提出日現在、すべての販売会社においてありません。
なお、収益分配金を再投資する場合の手料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.0815%（税抜1.03%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社	年0.609%（税抜0.58%）
受託会社	年0.105%（税抜0.10%）
販売会社	年0.3675%（税抜0.35%）

上記の信託報酬の総額（税込）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、当ファンド（マザーファンドを含みます。）の投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、当ファンド(マザーファンドを含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(税込)は、投資信託財産が負担します。この他先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、投資家が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには信託報酬および監査報酬はありません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、下記の内容が変更されることがあります。

確定拠出年金制度に係る掛け金、積立金および給付については、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税(都民税を含む。)および市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる(確定拠出年金法第86条)とされており、確定拠出年金制度に係る当ファンドの期中収益分配金、一部解約による収益の分配、償還による収益の分配については、いずれも非課税となります。

税法が改正された場合等には、前述の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(平成22年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,126	99.68
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	4	0.32
合計(純資産総額)	-	1,130	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成22年3月31日現在)

国名	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	アクティブ バリュ マザーファンド	798,649,651	1.2881 1,028,814,947	1.4098 1,125,936,277	99.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成22年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.68
合計	99.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:千円)	純資産総額 (分配付) (単位:千円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (平成15年2月27日現在)	105	105	1.0496	1.0496
第2期 計算期間 (平成16年2月27日現在)	46,933	46,933	1.6201	1.6201

第3期 計算期間 (平成17年2月28日現在)	114,055	114,055	1.8832	1.8832
第4期 計算期間 (平成18年2月27日現在)	445,647	445,647	2.9340	2.9340
第5期 計算期間 (平成19年2月27日現在)	646,170	646,170	3.4267	3.4267
第6期 計算期間 (平成20年2月27日現在)	619,623	619,623	2.7106	2.7106
第7期 計算期間 (平成21年2月27日現在)	706,722	706,722	1.2690	1.2690
平成21年3月末日	730,502	-	1.2953	-
平成21年4月末日	861,411	-	1.4015	-
平成21年5月末日	938,644	-	1.5040	-
平成21年6月末日	989,095	-	1.5353	-
平成21年7月末日	1,027,591	-	1.5814	-
平成21年8月末日	1,044,361	-	1.6002	-
平成21年9月末日	996,695	-	1.5286	-
平成21年10月末日	983,677	-	1.5089	-
平成21年11月末日	977,507	-	1.4291	-
平成21年12月末日	1,023,415	-	1.5592	-
平成22年1月末日	1,006,943	-	1.5461	-
平成22年2月末日	1,004,461	-	1.5316	-
第8期 計算期間 (平成22年3月1日現在)	1,015,601	1,015,601	1.5400	1.5400
平成22年3月末日	1,129,563	-	1.6858	-

(注) 当ファンドの各月末及び各計算期間末日の純資産総額は千円単位で記載しております。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成15年2月27日)	0.0000
第2期 計算期間(平成16年2月27日)	0.0000
第3期 計算期間(平成17年2月28日)	0.0000
第4期 計算期間(平成18年2月27日)	0.0000
第5期 計算期間(平成19年2月27日)	0.0000
第6期 計算期間(平成20年2月27日)	0.0000
第7期 計算期間(平成21年2月27日)	0.0000
第8期 計算期間(平成22年3月1日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間(平成15年1月10日 ~ 平成15年2月27日)	4.96
第2期 計算期間(平成15年2月28日 ~ 平成16年2月27日)	54.35
第3期 計算期間(平成16年2月28日 ~ 平成17年2月28日)	16.24
第4期 計算期間(平成17年3月1日 ~ 平成18年2月27日)	55.80
第5期 計算期間(平成18年2月28日 ~ 平成19年2月27日)	16.79

第6期 計算期間（平成19年2月28日～平成20年2月27日）	20.90
第7期 計算期間（平成20年2月28日～平成21年2月27日）	53.18
第8期 計算期間（平成21年2月28日～平成22年3月1日）	21.36

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）アクティブ バリュースターファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成22年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	31,969	96.66
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	1,104	3.34
合計（純資産総額）	-	33,073	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

（平成22年3月31日現在）

	国名	種類	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	346,100	3,295 1,140,399,500	3,745 1,296,144,500	3.92
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,319,000	457 1,060,205,825	490 1,136,310,000	3.44
3	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	259,900	3,080 800,492,000	3,300 857,670,000	2.59
4	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	206,700	3,900 806,130,000	3,940 814,398,000	2.46
5	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	252,000	2,894 729,374,636	3,090 778,680,000	2.35
6	日本	株式	卸売業	三菱商事	292,800	2,253 659,738,976	2,450 717,360,000	2.17
7	日本	株式	電気機器	ソニー	195,700	3,055 597,863,500	3,580 700,606,000	2.12
8	日本	株式	電気機器	キヤノン	156,100	3,742 584,151,987	4,330 675,913,000	2.04
9	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	96,700	6,130 592,771,000	6,500 628,550,000	1.90
10	日本	株式	鉄鋼	ジェイエフイーホールディングス	150,400	3,412 513,152,375	3,765 566,256,000	1.71

11	日本	株式	卸売業	三井物産	359,100	1,421 510,124,673	1,571 564,146,100	1.71
12	日本	株式	電気機器	東芝	1,089,000	449 489,146,092	483 525,987,000	1.59
13	日本	株式	電気・ ガス業	東京電力	195,500	2,456 480,148,000	2,492 487,186,000	1.47
14	日本	株式	電気機器	三菱電機	557,000	741 412,737,000	859 478,463,000	1.45
15	日本	株式	保険業	東京海上 ホールディングス	177,900	2,542 452,192,609	2,633 468,410,700	1.42
16	日本	株式	電気機器	日本電産	46,400	8,860 411,104,000	10,020 464,928,000	1.41
17	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	548,400	708 388,370,971	801 439,268,400	1.33
18	日本	株式	機械	小松製作所	222,900	1,788 398,545,200	1,960 436,884,000	1.32
19	日本	株式	ガラス・ 土石製品	旭硝子	405,000	877 355,288,009	1,053 426,465,000	1.29
20	日本	株式	不動産業	三菱地所	276,000	1,415 390,540,000	1,530 422,280,000	1.28
21	日本	株式	情報・ 通信業	ソフトバンク	179,700	2,304 414,028,800	2,303 413,849,100	1.25
22	日本	株式	銀行業	みずほ フィナンシャルグルー プ	2,179,600	177 385,789,200	185 403,226,000	1.22
23	日本	株式	電気機器	富士通	654,000	576 376,445,848	612 400,248,000	1.21
24	日本	株式	食料品	日本たばこ産業	1,147	324,500 372,201,500	348,000 399,156,000	1.21
25	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	95,800	4,015 384,637,000	4,115 394,217,000	1.19
26	日本	株式	機械	クボタ	447,000	786 351,342,000	852 380,844,000	1.15
27	日本	株式	不動産業	三井不動産	235,000	1,510 354,850,000	1,587 372,945,000	1.13
28	日本	株式	電気機器	京セラ	39,000	7,961 310,481,189	9,110 355,290,000	1.07
29	日本	株式	電気機器	パナソニック	246,700	1,255 309,608,500	1,430 352,781,000	1.07
30	日本	株式	証券、商品 先物取引業	野村ホールディングス	499,000	657 327,751,338	689 343,811,000	1.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別および業種別比率

（平成22年3月31日現在）

種類	業種	投資比率（%）
株式	電気機器	17.37
株式	銀行業	9.12
株式	輸送用機器	9.12
株式	化学	6.70
株式	卸売業	6.53

株式	情報・通信業	5.53
株式	医薬品	4.26
株式	機械	4.03
株式	小売業	3.93
株式	電気・ガス業	3.36
株式	陸運業	2.87
株式	食料品	2.65
株式	保険業	2.59
株式	鉄鋼	2.43
株式	不動産業	2.40
株式	ガラス・土石製品	1.88
株式	証券、商品先物取引業	1.69
株式	非鉄金属	1.40
株式	建設業	1.11
株式	海運業	1.00
株式	精密機器	1.00
株式	ゴム製品	0.95
株式	その他金融業	0.94
株式	その他製品	0.91
株式	サービス業	0.88
株式	パルプ・紙	0.71
株式	石油・石炭製品	0.62
株式	繊維製品	0.37
株式	鉱業	0.31
合計		96.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

（１）申込（販売）手続等

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従いまして、受益権の取得申込の勧誘は、確定拠出年金法第8条第1項で定める下記に掲げる契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者および同法第2条第5項で定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に対してのみ行われます。

確定拠出年金法第8条第1項で定める契約とは次のものをいいます。

- a．信託会社、信託業務を営む金融機関、厚生年金基金または企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約
- b．生命保険会社を相手方とする生命保険の契約
- c．農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約
- d．損害保険会社を相手方とする損害保険の契約

当ファンドは収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資」専用ファンドです。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込の受付を取消すことがあります。

（２）換金（解約）手続等

受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

解約価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

a．当ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

b．マザーファンドの主な投資対象

- ・わが国の株式：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

信託期間

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

計算期間

当ファンドの計算期間は毎年2月28日から翌年2月27日までとします。各計算期間終了に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

運用報告書

計算期間終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告(日本経済新聞に掲載します。以下同じ。)し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) 上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) 上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) 上記(4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b．委託会社は、次のいずれかの場合には投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (1) 監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたとき。
- (2) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督

官庁が委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じ、その投資信託約款の変更が有効に成立した場合を除きます。)

- (3) 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合で、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

投資信託約款の変更

- (1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)の投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

第2【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」（当該「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は、当該「財務諸表」に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

[次へ](#)

1 貸借対照表

（単位：円）

	第7期 （平成21年2月27日現在）	第8期 （平成22年3月1日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,297,484	12,554,480
親投資信託受益証券	704,316,379	1,012,155,580
未収利息	-	17
流動資産合計	711,613,863	1,024,710,077
資産合計	711,613,863	1,024,710,077
負債の部		
流動負債		
未払解約金	862,041	3,554,674
未払受託者報酬	389,373	536,616
未払委託者報酬	3,621,575	4,990,664
その他未払費用	19,282	26,715
流動負債合計	4,892,271	9,108,669
負債合計	4,892,271	9,108,669
純資産の部		
元本等		
元本	556,923,832	659,466,752
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,797,760	356,134,656
（分配準備積立金）	84,139,778	64,147,307
元本等合計	706,721,592	1,015,601,408
純資産合計	706,721,592	1,015,601,408
負債純資産合計	711,613,863	1,024,710,077

[次へ](#)

2 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第7期 （自平成20年2月28日 至平成21年2月27日）	第8期 （自平成21年2月28日 至平成22年3月1日）
営業収益		
受取利息	23,465	4,664
有価証券売買等損益	619,033,702	173,382,201
営業収益合計	619,010,237	173,386,865
営業費用		
受託者報酬	811,973	1,001,156
委託者報酬	7,552,085	9,311,210
その他費用	40,238	49,762
営業費用合計	8,404,296	10,362,128
営業利益	627,414,533	163,024,737
経常利益	627,414,533	163,024,737
当期純利益	627,414,533	163,024,737
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	87,105,399	31,240,244
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	391,030,989	149,797,760
剰余金増加額又は欠損金減少額	503,112,922	127,595,945
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	503,112,922	127,595,945
剰余金減少額又は欠損金増加額	204,037,017	53,043,542
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	204,037,017	53,043,542
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,797,760	356,134,656

[次へ](#)

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第7期 (自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日)	第8期 (自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	-	当ファンドの計算期間は期末が休 日のため、平成21年2月28日から平成 22年3月1日までとなっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

名義書換についての手続、取扱場所等
該当事項はありません。

受益者に対する特典
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 委託会社は、上記aに規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

下記詳細情報については有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報」に記載されております。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

(2)保管

(3)信託期間

(4)計算期間

(5)その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)注記表

(4)附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年1月10日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

なお、当ファンドの投資対象である「アクティブ バリュース マザーファンド」は、平成14年3月22日に設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込の勧誘

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従いまして、受益権の取得申込の勧誘は、確定拠出年金法第8条第1項で定める下記に掲げる契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者および同法第2条第5項で定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した会社を含みます。）に対してのみ行われます。

確定拠出年金法第8条第1項で定める契約とは次のものをいいます。

信託会社、信託業務を営む金融機関、厚生年金基金または企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

生命保険会社を相手方とする生命保険の契約

農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約

損害保険会社を相手方とする損害保険の契約

（2）申込の方法

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得の申込を行うものとします。取得申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結していただきます。

受益権のお買付価額（発行価格）は、取得申込日の基準価額とします。お買付価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料は有価証券届出書提出日現在、すべての販売会社においてありません。

取得申込者は、申込金額を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとし、払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権を持って行うものとし、

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた請求の受付を取消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

解約価額のお問い合わせにつきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

- ・マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

・わが国の株式：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額（1万口当たり）は毎営業日算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額（1万口当たり）は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。基準価額につきましては、下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年2月28日から翌年2月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

- (1)委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - (2)委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (3)委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (4)上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (5)上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の投資信託契約の解約をしません。
 - (6)委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (7)上記(4)から(6)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c．委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「投資信託約款の変更(4)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合は、委託会社は、後述の「投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (3) 上記(2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) 上記(3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- (5) 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法

- (1) 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、契約締結日以降特定の日から1年間ですが、契約満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- (2) 上記(1)の契約または投資信託約款を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は「金融商品取引法」の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を提出します。また、「投資信託財産の計算に関する規則」の規定に基づき計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの権利を保有します。

収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対して、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権に応じて受領する権利を有します。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

一部解約（換金）請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

反対者の買取請求権

前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する投資信託契約の解約または前述の「1 資産管理等の概要（5）その他 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成20年2月28日から平成21年2月27日まで）及び第8期計算期間（平成21年2月28日から平成22年3月1日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成20年2月28日から平成21年2月27日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しており、第8期計算期間（平成21年2月28日から平成22年3月1日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第7期計算期間（平成20年2月28日から平成21年2月27日まで）及び第8期計算期間（平成21年2月28日から平成22年3月1日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 (平成21年2月27日現在)	第8期 (平成22年3月1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,297,484	12,554,480
親投資信託受益証券	704,316,379	1,012,155,580
未収利息	-	17
流動資産合計	711,613,863	1,024,710,077
資産合計	711,613,863	1,024,710,077
負債の部		
流動負債		
未払解約金	862,041	3,554,674
未払受託者報酬	389,373	536,616
未払委託者報酬	3,621,575	4,990,664
その他未払費用	19,282	26,715
流動負債合計	4,892,271	9,108,669
負債合計	4,892,271	9,108,669
純資産の部		
元本等		
元本	556,923,832	659,466,752
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	149,797,760	356,134,656
(分配準備積立金)	84,139,778	64,147,307
元本等合計	706,721,592	1,015,601,408
純資産合計	706,721,592	1,015,601,408
負債純資産合計	711,613,863	1,024,710,077

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位: 円)

	第7期 (自平成20年2月28日 至平成21年2月27日)	第8期 (自平成21年2月28日 至平成22年3月1日)
営業収益		
受取利息	23,465	4,664
有価証券売買等損益	619,033,702	173,382,201
営業収益合計	619,010,237	173,386,865
営業費用		
受託者報酬	811,973	1,001,156
委託者報酬	7,552,085	9,311,210
その他費用	40,238	49,762
営業費用合計	8,404,296	10,362,128
営業利益	627,414,533	163,024,737
経常利益	627,414,533	163,024,737
当期純利益	627,414,533	163,024,737
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	87,105,399	31,240,244
期首剰余金又は期首欠損金()	391,030,989	149,797,760
剰余金増加額又は欠損金減少額	503,112,922	127,595,945
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	503,112,922	127,595,945
剰余金減少額又は欠損金増加額	204,037,017	53,043,542
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	204,037,017	53,043,542
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	149,797,760	356,134,656

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第7期 （自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）	第8期 （自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	-	当ファンドの計算期間は期末が休 日のため、平成21年2月28日から平成 22年3月1日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 （平成21年2月27日現在）	第8期 （平成22年3月1日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 556,923,832口	1 計算期間の末日における受益権の総数 659,466,752口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 1.2690円 （1万口当たり純資産額 12,690円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 1.5400円 （1万口当たり純資産額 15,400円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第7期 （自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）	第8期 （自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配 当等収益（0円）、費用控除後有価証 券売買等損益（0円）、収益調整金 （823,250,707円）、及び分配準備積 立金（84,139,778円）より、分配対 象収益は907,390,485円（1万口当 たり16,292円）となりましたが、当期 の分配は見送りとさせていただきます ました。	計算期間末における費用控除後配 当等収益（4,436円）、費用控除後有 価証券売買等損益（0円）、収益調整 金（1,010,318,717円）、及び分配 準備積立金（64,142,871円）より、 分配対象収益は1,074,466,024円（1 万口当たり16,292円）となりました が、当期の分配は見送りとさせてい ただきました。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 （自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）	第8期 （自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第7期 （自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）	第8期 （自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）
期首元本額	228,592,423 円	556,923,832 円

期中追加設定元本額	456,190,479 円	274,545,644 円
期中一部解約元本額	127,859,070 円	172,002,724 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第7期（自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	704,316,379 円	573,846,657 円
合計	704,316,379 円	573,846,657 円

第8期（自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,012,155,580 円	150,436,002 円
合計	1,012,155,580 円	150,436,002 円

3 デリバティブ取引関係

第7期（自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）

該当事項はありません。

第8期（自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成22年3月1日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	アクティブ バリュ マザーファンド	786,996,019	1,012,155,580	
合計		786,996,019	1,012,155,580	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) アクティブ バリュ マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「アクティブ バリュ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成21年2月27日現在）	（平成22年3月1日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,369,147,911	582,001,384
株式		37,525,490,400	29,471,440,490
未収入金		-	54,360,938
未収配当金		48,273,250	25,809,350
未収利息		-	797
流動資産合計		38,942,911,561	30,133,612,959
資産合計		38,942,911,561	30,133,612,959
負債の部			
流動負債			
未払金		77,222,432	55,913,306
流動負債合計		77,222,432	55,913,306
負債合計		77,222,432	55,913,306
純資産の部			
元本等			
元本		37,118,059,255	23,387,393,057
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,747,629,874	6,690,306,596
元本等合計		38,865,689,129	30,077,699,653
純資産合計		38,865,689,129	30,077,699,653
負債純資産合計		38,942,911,561	30,133,612,959

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	対象期間	（自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日）	（自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取 引所における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる 価額）、金融商品取引所が発表する 基準値段、又は金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて 評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取 引所における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる 価額）、又は金融商品取引業者等か ら提示される気配相場に基づいて評 価しております。
2 費用・収益の計上基準		(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、 確定配当金額又は予想配当金額を計 上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

	（平成21年2月27日現在）	（平成22年3月1日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数	37,118,059,255口	23,387,393,057口

2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0471円 10,471円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2861円 12,861円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日	(平成21年2月27日現在)	(平成22年3月1日現在)
期首元本額		41,334,263,471 円	37,118,059,255 円
期中追加設定元本額		5,775,411,888 円	1,378,937,762 円
期中一部解約元本額		9,991,616,104 円	15,109,603,960 円
期末元本額		37,118,059,255 円	23,387,393,057 円
元本の内訳*			
アクティブ バリュウ オープン		20,230,825,797 円	9,089,096,748 円
DC アクティブ バリュウ オープン		672,635,259 円	786,996,019 円
T & D アクティブ バリュウ PF (非課税適格機関投資家専用)		4,307,601,287 円	3,680,115,333 円
T & D アクティブバリュウ F O F ' s 用 (適格機関投資家専用)		2,068,723,812 円	653,028,233 円
T & D・アクティブバリュウオープン VA (適格機関投資家専用)		7,865,524,011 円	7,328,673,592 円
アクティブバリュウオープンVA 1 (適格機関投資家専用)		1,937,688,847 円	1,817,073,500 円
アクティブバリュウオープンVA 2 (適格機関投資家専用)		35,060,242 円	32,409,632 円
合計		37,118,059,255 円	23,387,393,057 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自平成20年2月28日 至平成21年2月27日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	37,525,490,400 円	27,330,287,453 円
合計	37,525,490,400 円	27,330,287,453 円

(自平成21年2月28日 至平成22年3月1日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	29,471,440,490 円	4,457,019,574 円
合計	29,471,440,490 円	4,457,019,574 円

3 デリバティブ取引関係

(自平成20年2月28日 至平成21年2月27日)

該当事項はありません。

(自平成21年2月28日 至平成22年3月1日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

a. 株式

(平成22年3月1日現在)

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	国際石油開発帝石	149	652,000	97,148,000	
	大林組	303,000	347	105,141,000	
	大和ハウス工業	228,000	951	216,828,000	
	アサヒビール	90,900	1,691	153,711,900	
	麒麟ホールディングス	230,000	1,241	285,430,000	
	日本たばこ産業	1,147	324,500	372,201,500	
	三越伊勢丹ホールディングス	124,700	935	116,594,500	
	日清紡ホールディングス	128,000	880	112,640,000	
	日東紡績	499,000	173	86,327,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	129,600	1,992	258,163,200	
	クラレ	126,500	1,161	146,866,500	
	SUMCO	52,500	1,599	83,947,500	
	ITホールディングス	69,600	989	68,834,400	
	王子製紙	317,000	383	121,411,000	
	レンゴー	192,000	563	108,096,000	
	日産化学工業	206,000	1,200	247,200,000	
	トクヤマ	37,000	490	18,130,000	
	電気化学工業	194,000	360	69,840,000	
	イビデン	47,100	2,981	140,405,100	
	信越化学工業	44,000	4,775	210,100,000	
	協和発酵キリン	187,000	937	175,219,000	
	三菱瓦斯化学	82,000	483	39,606,000	
	JSR	145,100	1,730	251,023,000	
	ダイセル化学工業	209,000	596	124,564,000	
	住友ベークライト	234,000	481	112,554,000	
	宇部興産	615,000	234	143,910,000	
	武田薬品工業	95,800	4,015	384,637,000	
	アステラス製薬	56,200	3,345	187,989,000	
	塩野義製薬	77,900	1,808	140,843,200	
	田辺三菱製薬	79,000	1,330	105,070,000	
	エーザイ	77,300	3,490	269,777,000	
	第一三共	81,600	1,805	147,288,000	
	富士フイルムホールディングス	66,100	2,826	186,798,600	
	新日本石油	444,000	485	215,340,000	
	新日鉱ホールディングス	111,000	454	50,394,000	
	ブリヂストン	102,200	1,588	162,293,600	
	住友ゴム工業	181,800	742	134,895,600	
	旭硝子	382,000	875	334,250,000	
	ニチアス	245,000	380	93,100,000	
	新日本製鐵	1,224,000	334	408,816,000	
	住友金属工業	963,000	247	237,861,000	

ジェイ エフ イー ホールディングス	73,800	3,345	246,861,000
住友金属鉱山	171,000	1,276	218,196,000
住友電気工業	196,300	1,072	210,433,600
ナブテスコ	141,000	1,133	159,753,000
小松製作所	222,900	1,788	398,545,200
住友重機械工業	257,000	462	118,734,000
クボタ	447,000	786	351,342,000
ダイキン工業	29,200	3,455	100,886,000
東芝	778,000	448	348,544,000
三菱電機	557,000	741	412,737,000
日本電産	46,400	8,860	411,104,000
日本電気	695,000	245	170,275,000
富士通	520,000	579	301,080,000
パナソニック	273,500	1,255	343,242,500
シャープ	123,000	1,035	127,305,000
ソニー	195,700	3,055	597,863,500
T D K	40,800	5,500	224,400,000
山武	52,000	2,118	110,136,000
デンソー	60,600	2,432	147,379,200
ファナック	29,900	8,730	261,027,000
京セラ	35,100	7,890	276,939,000
村田製作所	28,600	4,715	134,849,000
日東電工	52,900	3,245	171,660,500
日立造船	640,500	127	81,343,500
三菱重工業	425,000	332	141,100,000
日産自動車	448,200	705	315,981,000
トヨタ自動車	346,100	3,295	1,140,399,500
N O K	65,300	1,248	81,494,400
アイシン精機	57,900	2,349	136,007,100
本田技研工業	259,900	3,080	800,492,000
スズキ	71,000	1,914	135,894,000
小糸製作所	115,000	1,112	127,880,000
ドン・キホーテ	76,700	2,235	171,424,500
ニコン	83,300	1,955	162,851,500
H O Y A	91,600	2,243	205,458,800
キヤノン	154,600	3,740	578,204,000
リコー	77,000	1,248	96,096,000
任天堂	9,600	24,820	238,272,000
伊藤忠商事	366,000	720	263,520,000
丸紅	484,000	533	257,972,000
三井物産	317,800	1,408	447,462,400
東京エレクトロン	31,600	5,510	174,116,000
住友商事	207,100	970	200,887,000
三菱商事	256,400	2,240	574,336,000
しまむら	21,500	7,740	166,410,000
イオン	95,700	916	87,661,200

	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	2,188,700	456	998,047,200	
	中央三井トラスト・ ホールディングス	179,000	330	59,070,000	
	三井住友 フィナンシャルグループ	217,400	2,888	627,851,200	
	千葉銀行	266,000	539	143,374,000	
	横浜銀行	374,000	432	161,568,000	
	住友信託銀行	360,000	509	183,240,000	
	みずほフィナンシャルグループ	2,179,600	177	385,789,200	
	SBIホールディングス	2,787	16,070	44,787,090	
	オリックス	37,380	6,860	256,426,800	
	大和証券グループ本社	336,000	440	147,840,000	
	野村ホールディングス	473,400	657	311,023,800	
	三井住友海上グループ ホールディングス	101,200	2,306	233,367,200	
	東京海上ホールディングス	158,700	2,530	401,511,000	
	三井不動産	235,000	1,510	354,850,000	
	三菱地所	276,000	1,415	390,540,000	
	東日本旅客鉄道	96,700	6,130	592,771,000	
	西日本旅客鉄道	455	312,500	142,187,500	
	東海旅客鉄道	360	668,000	240,480,000	
	ヤマトホールディングス	126,900	1,183	150,122,700	
	日本郵船	260,000	321	83,460,000	
	商船三井	352,000	573	201,696,000	
	日本電信電話	206,700	3,900	806,130,000	
	KDDI	573	486,000	278,478,000	
	東京電力	250,200	2,456	614,491,200	
	中部電力	136,400	2,356	321,358,400	
	関西電力	157,600	2,121	334,269,600	
	東京瓦斯	538,000	393	211,434,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	578	276,700	159,932,600	
	スクウェア・エニックス・ ホールディングス	74,300	1,809	134,408,700	
	カプコン	36,200	1,509	54,625,800	
	セコム	42,700	4,080	174,216,000	
	ベネッセホールディングス	28,700	4,045	116,091,500	
	ヤマダ電機	34,780	6,190	215,288,200	
	ニトリ	24,350	7,100	172,885,000	
	ソフトバンク	179,700	2,304	414,028,800	
合計		28,340,059		29,471,440,490	

b. 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成22年3月31日
資産総額	1,134,654,029円
負債総額	5,090,570円
純資産総額（ - ）	1,129,563,459円
発行済数量	670,027,957口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.6858円

（参考）アクティブ バリュースターファンド

	平成22年3月31日
資産総額	33,193,274,897円
負債総額	120,416,171円
純資産総額（ - ）	33,072,858,726円
発行済数量	23,458,579,484口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4098円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成15年1月10日～平成15年2月27日）	100,000	0
第2期 計算期間（平成15年2月28日～平成16年2月27日）	38,619,486	9,750,256
第3期 計算期間（平成16年2月28日～平成17年2月28日）	36,452,066	4,856,786
第4期 計算期間（平成17年3月1日～平成18年2月27日）	123,310,700	31,985,957
第5期 計算期間（平成18年2月28日～平成19年2月27日）	86,590,570	49,909,270
第6期 計算期間（平成19年2月28日～平成20年2月27日）	136,246,608	96,224,738
第7期 計算期間（平成20年2月28日～平成21年2月27日）	456,190,479	127,859,070
第8期 計算期間（平成21年2月28日～平成22年3月1日）	274,545,644	172,002,724

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

(2) 会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

- 投資政策委員会（原則月1回開催）において投資環境見通し及び投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b. 運用の実行

- 月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- 業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- 法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成22年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成22年3月末日現在、112本であり、その純資産総額の合計は1,634,113百

万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	96本	1,575,925百万円
単位型株式投資信託	7本	8,897百万円
追加型公社債投資信託	1本	24,535百万円
単位型公社債投資信託	8本	24,756百万円
合計	112本	1,634,113百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
ただし、財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第28期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、第30期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年3月31日現在)			第 29 期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 預金			6,725,572		5,829,598		
2. 前払金			1,159		-		
3. 前払費用			65,801		65,523		
4. 未収入金	1		-		220,024		
5. 未収委託者報酬			736,427		428,352		
6. 未収運用受託報酬			697,242		354,335		
7. 未収法人税等			-		112,284		
8. 繰延税金資産			234,631		116,549		
9. その他			561		39,351		
流動資産計			8,461,396	90.6	7,166,019		88.4
固定資産							
1. 有形固定資産	2		169,099		176,093		
(1) 建物		99,176			91,950		
(2) 器具備品		69,026			83,245		
(3) その他		897			897		
2. 無形固定資産			33,943		59,352		
(1) 電話加入権		2,862			2,862		
(2) ソフトウェア		10,669			43,843		
(3) ソフトウェア仮勘定		20,411			12,646		
3. 投資その他の資産			671,200		701,598		
(1) 投資有価証券		62,200			62,258		
(2) 関係会社株式		319,107			318,574		
(3) 長期差入保証金	1	189,903			164,953		
(4) 繰延税金資産		95,692			152,450		
(5) その他		4,296			3,361		
固定資産計			874,244	9.4	937,044		11.6
資産合計			9,335,640	100.0	8,103,063		100.0

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)			第 29 期 (平成21年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			148		5,401		
2. 未払金			673,127		193,820		
(1) 未払収益分配金		1,647			1,057		
(2) 未払償還金		42,308			8,779		
(3) 未払手数料		259,675			136,643		
(4) その他未払金	1	369,497			47,340		
3. 未払費用			230,217		202,115		
4. 未払法人税等			150,582		-		
5. 未払消費税等			41,096		-		
6. 賞与引当金			447,539		285,107		
7. 役員賞与引当金			29,994		12,500		
流動負債計			1,572,707	16.8	698,945	8.6	
固定負債							
1. 退職給付引当金			207,802		260,085		
2. 役員退職慰労引当金			-		1,062		
固定負債計			207,802	2.2	261,147	3.2	
負債合計			1,780,509	19.1	960,092	11.8	

区分	注記 番号	第 28 期 (平成20年 3月31日現在)			第 29 期 (平成21年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	11.8		1,100,000	13.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.0		277,667	3.4
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,864,672			2,452,537		
利益剰余金合計			6,177,462	66.2		5,765,327	71.1
株主資本合計			7,555,130	80.9		7,142,995	88.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額 金			-	-		24	0.0
評価・換算差額等合計			-	-		24	0.0
純資産合計			7,555,130	80.9		7,142,971	88.2
負債純資産合計			9,335,640	100.0		8,103,063	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬			4,526,988			3,527,956	
2. 運用受託報酬			2,608,031			1,958,445	
3. 投資助言報酬			-			6,000	
4. その他営業収益			12,523			7,500	
営業収益計			7,147,543	100.0		5,499,902	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,496,650			1,250,779	
2. 広告宣伝費			72,933			54,034	
3. 公告費			78			930	
4. 調査費			963,935			844,094	
(1) 調査費		22,235			25,992		
(2) 委託調査費		543,594			377,335		
(3) 情報機器関連費		394,241			437,919		
(4) 図書費		3,864			2,846		
5. 委託計算費			128,954			131,740	
6. 営業雑経費			155,983			140,490	
(1) 通信費		9,555			11,403		
(2) 印刷費		97,188			76,362		
(3) 協会費		8,892			9,071		
(4) 諸会費		2,315			2,624		
(5) 紹介手数料		38,031			41,027		
営業費用計			2,818,537	39.4		2,422,068	44.0
一般管理費							
1. 給料			1,362,368			1,664,410	
(1) 役員報酬		50,205			63,553		
(2) 給料・手当		1,147,782			1,469,077		
(3) 賞与		164,379			131,779		
2. 法定福利費			185,363			223,107	
3. 退職金			15,865			13,083	
4. 福利厚生費			5,032			6,273	
5. 交際費			3,922			3,083	
6. 旅費交通費			56,202			48,818	
7. 事務委託費			144,564			176,719	
8. 租税公課			25,086			18,256	
9. 不動産賃借料			165,414			173,557	
10. 退職給付費用			57,280			77,286	
11. 役員退職慰労金			3,565			-	
12. 役員退職慰労引当金繰入			-			1,062	
13. 賞与引当金繰入			447,539			285,107	
14. 役員賞与引当金繰入			29,994			12,500	

区分	注記 番号	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
15. 固定資産減価償却費			58,516		78,460		
16. 諸経費			107,700		115,286		
一般管理費計			2,668,418	37.3	2,897,013	52.7	
営業利益			1,660,587	23.2	180,820	3.3	
営業外収益							
1. 受取配当金			1,353		1,290		
2. 受取利息			1,694		2,738		
3. 時効成立分配金・償還金			11,035		7,513		
4. その他			131		146		
営業外収益計			14,216	0.2	11,688	0.2	
営業外費用							
1. 為替差損			2,943		47,727		
2. 事務過誤損失			344		6,218		
3. その他			111		418		
営業外費用計			3,400	0.0	54,365	1.0	
経常利益			1,671,403	23.4	138,143	2.5	
特別利益							
1. 固定資産売却益	1		53		1		
2. 投資有価証券売却益			40		-		
特別利益計			94	0.0	1	0.0	
特別損失							
1. 固定資産売却損	2		1,286		23		
2. 固定資産除却損	3		76		1,158		
3. 子会社株式評価損			-		533		
4. 投資有価証券売却損			111		5		
5. 投資有価証券清算損			819		-		
特別損失計			2,294	0.0	1,720	0.0	
税引前当期純利益			1,669,203	23.4	136,424	2.5	
法人税、住民税 及び事業税			734,835		2,086		
過年度法人税等			15,447		173		
法人税等調整額			52,107		61,340		
当期純利益			971,027	13.6	72,824	1.3	

(3) 【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

第28期事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,012,719
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	当事業年度変動額合計	851,952
当事業年度末残高	2,864,672	
株主資本合計	前事業年度末残高	6,703,178
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	当事業年度変動額合計	851,952
当事業年度末残高	7,555,130	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	76
	当事業年度変動額	
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	76
	当事業年度変動額合計	76
当事業年度末残高	-	
純資産合計		
純資産合計	前事業年度末残高	6,703,254
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	119,075
	当期純利益	971,027
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	76
	当事業年度変動額合計	851,876
当事業年度末残高	7,555,130	

第29期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当事業年度変動額	-
	当事業年度末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	当事業年度変動額合計	412,135
当事業年度末残高	2,452,537	
株主資本合計	前事業年度末残高	7,555,130
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	当事業年度変動額合計	412,135
当事業年度末残高	7,142,995	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-
	当事業年度変動額	
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	24
	当事業年度変動額合計	24
当事業年度末残高	24	
純資産合計		
純資産合計	前事業年度末残高	7,555,130
	当事業年度変動額	
	剰余金の配当	484,960
	当期純利益	72,824
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)	24
	当事業年度変動額合計	412,159
当事業年度末残高	7,142,971	

重要な会計方針

	第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ27千円減少いたしております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年									
器具備品	3～15年									
建物	8～18年									
器具備品	3～15年									
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>								

	<p>(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更いたしております。これにより、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益はそれぞれ4,854千円減少いたしております。</p>	
	<p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(企業会計審議会第一分会 平成5年6月17日)平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第16号(日本公認会計士協会会計制度委員会 平成6年1月18日)平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益への影響はありません。</p>

表示方法の変更

第 28 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 前事業年度において、流動資産の未収投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た未収収益は、金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、当事業年度より未収運用受託報酬に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動資産の未収投資顧問料に含まれる未収運用受託報酬は565,223千円です。</p> <p>2. 前事業年度において、流動負債の未払法人税等として掲記されていたもののうち、法人税に相当するものは、(株)T & Dホールディングスを連結納税親会社として連結納税制度を適用したことに伴い、当事業年度よりその他未払金に含めて表示しております。なお、前事業年度の流動負債の未払法人税等に含まれる法人税の金額は221,608千円です。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、営業収益の投資顧問料として掲記されていたもののうち、投資一任契約によって得た収益は、当事業年度より運用受託報酬に含めて表示し、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度よりその他営業収益に含めて表示しております。なお、前事業年度の営業収益の投資顧問料に含まれる運用受託報酬は2,246,918千円、その他営業収益は12,140千円です。</p> <p>2. 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号））に伴い、前事業年度において、法人税等として掲記されていたものは、当事業年度より法人税、住民税および事業税と表示しております。</p>	<p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において、営業収益のその他営業収益として掲記されていたもののうち、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度より投資助言報酬と表示しております。なお、前事業年度の営業収益のその他営業収益に含まれる投資助言報酬は12,523千円です。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第 28 期 (平成20年 3月31日現在)	第 29 期 (平成21年 3月31日現在)
<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 流動負債 未払金 325,181千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 27,525千円 器具備品 79,375千円</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産 未収入金 220,024千円 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 42,501千円 器具備品 132,848千円</p>

（損益計算書関係）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 53千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 他有形固定資産 1,286千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 76千円</p>	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1千円</p> <p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 23千円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 277千円 ソフトウェア仮勘定 880千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第28期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月6日 定時株主総会	普通株式	119,075	110	平成19年3月31日	平成19年6月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

第29期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
自己株式	-	-	-	-
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

（有価証券関係）

第28期事業年度（平成20年3月31日現在）

有価証券

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）
該当事項はありません。
4. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。
5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
1,729	40	111

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	319,107

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

第29期事業年度（平成21年3月31日現在）

有価証券

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	100	58	41
	小計	100	58	41
合計		100	58	41

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
194	-	5

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	318,574

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第 28 期 (平成20年 3月31日現在)	第 29 期 (平成21年 3月31日現在)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 207,802千円 (2) 退職給付引当金 207,802千円</p> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 48,812千円 確定拠出年金への掛金支払額 8,468千円 退職給付費用 57,280千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 260,085千円 (2) 退職給付引当金 260,085千円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 66,760千円 確定拠出年金への掛金支払額 10,526千円 退職給付費用 77,286千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 同左</p>

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期（平成20年3月31日現在）	第29期（平成21年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	182,103	116,010
未払事業税	31,835	740
未払社会保険料	11,333	15,017
貯蔵品	2,834	2,144
その他	6,524	8,343
小計	234,631	142,255
（固定）		
退職給付引当金	84,554	106,261
繰越欠損金	-	36,411
子会社株式評価損	1,087	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	11,137	9,760
その他	-	16
小計	208,575	265,550
評価性引当額	112,883	113,100
繰延税金資産計	330,323	294,705
繰延税金負債		
事業税中間納付	-	25,705
繰延税金負債計	-	25,705
繰延税金資産（負債）の純額	330,323	269,000

2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第28期（平成20年3月31日現在）	第29期（平成21年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.69 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.41 %
	その他 0.48 %
	税効果会計適用後の法人税率の負担率 46.62 %

（持分法損益等）

第28期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第29期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第28期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株T&D ホール ディング ス	東京都 港区	118,595	持株 会社	直接100%	兼任3名	経営 管理	賃借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	-	長期 差入 保証金	164,903

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	太陽生命 保険(株)	東京都 港区	37,500	生命 保険業	なし	出向1名	投資顧 問業務	投資顧 問契約 (*2)	535,474	未収 運用受 託報酬	136,035
親会社 の子会 社	大同生命 保険(株)	大阪府 大阪市	75,000	生命 保険業	なし	兼任1名 出向1名	投資顧 問業務	投資顧 問契約 (*2)	446,882	未収 運用受 託報酬	106,913
								募集販 売契約 (*3)	696,506	未払 手数料	112,355

(注) 1. 上記(1)～(4)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

第29期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	147,637	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期差入保証金	164,903

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	62,500	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*2)	442,451	未収運用受託報酬	70,152
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 募集販売契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約(*2)	234,264	未収運用受託報酬	33,049
							募集販売契約(*3)	583,064	未払手数料	64,588

(注) 1. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

（ 1株当たり情報）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,979.33円	1株当たり純資産額	6,598.58円
1株当たり当期純利益金額	897.02円	1株当たり当期純利益金額	67.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	971,027	当期純利益（千円）	72,824
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	971,027	普通株式に係る当期純利益（千円）	72,824
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（ 重要な後発事象）

第 28 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第 29 期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第30期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,691,449
2. 前払費用			75,123
3. 未収入金			122,677
4. 未収委託者報酬			549,315
5. 未収運用受託報酬			295,755
6. 未収投資助言報酬			1,575
7. 繰延税金資産			56,275
8. その他			2,299
流動資産計			6,794,471
固定資産			
1. 有形固定資産	1		186,054
(1) 建物		85,468	
(2) 器具備品		99,688	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			61,743
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		43,569	
(3) ソフトウェア仮勘定		15,310	
3. 投資その他の資産			748,268
(1) 投資有価証券		62,200	
(2) 関係会社株式		318,574	
(3) 長期差入保証金		164,953	
(4) 繰延税金資産		199,577	
(5) その他		2,963	
固定資産計			996,065
資産合計			7,790,537

		第30期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			7,575
2. 未払金			248,252
(1) 未払収益分配金		1,035	
(2) 未払償還金		8,588	
(3) 未払手数料		163,092	
(4) その他未払金		75,535	
3. 未払費用			191,757
4. 未払法人税等			4,992
5. 未払消費税等	2		489
6. 賞与引当金			92,176
7. 役員賞与引当金			17,250
流動負債計			562,493
固定負債			
1. 退職給付引当金			286,518
2. 役員退職慰労引当金			1,417
固定負債計			287,935
負債合計			850,429
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,562,439
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,249,649	
株主資本合計			6,940,107
評価・換算差額等			
評価・換算差額等合計			-
純資産合計			6,940,107
負債純資産合計			7,790,537

(2) 中間損益計算書

		第30期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			1,433,422
2. 運用受託報酬			541,145
3. 投資助言報酬			1,500
4. その他営業収益			5,000
営業収益計			1,981,068
営業費用			
1. 支払手数料			482,605
2. 広告宣伝費			1,986
3. 調査費			382,272
(1) 調査費		10,446	
(2) 委託調査費		165,955	
(3) 情報機器関連費		204,519	
(4) 図書費		1,349	
4. 委託計算費			65,177
5. 営業雑経費			57,536
(1) 通信費		5,334	
(2) 印刷費		28,522	
(3) 協会費		3,475	
(4) 諸会費		1,341	
(5) 紹介手数料		18,861	
営業費用計			989,577
一般管理費			
1. 給料			785,175
(1) 役員報酬		23,002	
(2) 給料・手当		756,081	
(3) 賞与		6,091	
2. 法定福利費			86,699
3. 退職金			17,201
4. 福利厚生費			2,256
5. 交際費			649
6. 旅費交通費			10,050
7. 事務委託費			46,143
8. 租税公課			7,465
9. 不動産賃借料			86,907
10. 退職給付費用			40,600
11. 役員退職慰労引当金繰入			354
12. 賞与引当金繰入			92,176
13. 役員賞与引当金繰入			17,250
14. 固定資産減価償却費	1		35,437
15. 諸経費			49,318
一般管理費計			1,277,686

営業損失()			286,195
---------	--	--	---------

		第30期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			710
2. 受取利息			4,022
3. 時効成立償還金			190
4. 法人税等還付加算金			11,879
5. その他			16
営業外収益計			16,817
営業外費用			
1. 為替差損			3,968
2. 事務過誤損失			598
3. その他			831
営業外費用計			5,398
経常損失()			274,776
特別利益			
特別利益計			-
特別損失			
1. 固定資産除却損			175
2. 投資有価証券売却損			28
特別損失計			203
税引前中間純損失()			274,980
法人税、住民税及び事業税			120,945
法人税等調整額			13,130
中間純損失()			167,165

(3) 中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,452,537
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	35,722
	中間純損失()	167,165
	当中間会計期間変動額合計	202,887
当中間会計期間末残高	2,249,649	
利益剰余金合計	前事業年度末残高	5,765,327
	当中間会計期間変動額	202,887
	当中間会計期間末残高	5,562,439
株主資本合計	前事業年度末残高	7,142,995
	当中間会計期間変動額	202,887
	当中間会計期間末残高	6,940,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	24
	当中間会計期間変動額(純額)	24
	当中間会計期間末残高	-
評価・換算差額等合計	前事業年度末残高	24
	当中間会計期間変動額	24
	当中間会計期間末残高	-
純資産合計		
	前事業年度末残高	7,142,971
	当中間会計期間変動額	202,863
	当中間会計期間末残高	6,940,107

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第30期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第30期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 48,983千円
	器具備品 153,365千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第30期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 29,215千円
	無形固定資産 6,222千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第30期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

3．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

4．時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
非上場株式	62,200
(2) 子会社株式	
非上場株式	318,574

（ 1 株当たり情報）

第30期中間会計期間 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日）	
1 株当たり純資産額	6,411円18銭
1 株当たり中間純損失金額	154円42銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎	
中間純損失（千円）	167,165
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	167,165
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

出資の状況

委託会社は、本書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセット マネジメント（ユー・エス・エー） インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセット マネジメント ケイマン インク）

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成22年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成22年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 平成22年3月末日現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	() 3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社第四銀行	32,776	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
大同生命保険株式会社	110,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
日本興亜損害保険株式会社	91,249	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

() 平成22年4月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 投資信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分 等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の一部解約請求の取扱い
- c. 一部解約金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付 等

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成22年3月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

- 1．金融商品取引法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際に予めまたは同時に交付を行う目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項の規定に基づき投資家がファンドを取得する時までには投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。また、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの形態、委託会社の名称などを記載することがあります。
- 3．届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。「目論見書の概要」には、届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化したものを含むことがあります。また、目論見書には、届出書の記載項目の配列を変更し、また、類似情報を集約して記載することがあります。
- 4．交付目論見書の巻末に、当ファンドの投資信託約款の全文を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- 5．交付目論見書の巻末に、用語解説等を掲載することがあります。
- 6．目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月28日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC アクティブ バリュウ オープンの平成21年2月28日から平成22年3月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC アクティブ バリュウ オープンの平成22年3月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年4月27日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC アクティブ バリュウ オープンの平成20年2月28日から平成21年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC アクティブ バリュウ オープンの平成21年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	沼田 徹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大山 修
指定社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。